

御殿場市立南学校給食センター  
調理等業務委託

実 施 要 領

令和4年7月

御殿場市

## 御殿場市立南学校給食センター調理等業務委託 実施要領

御殿場市（以下「市」という。）では、御殿場市プロポーザル実施要綱（令和3年御殿場市告示第247号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、御殿場市立南学校給食センター（以下「南給食センター」という。）の調理等業務を令和5年4月から民間事業者に委託するため、下記のとおり公募型プロポーザル方式による民間事業者の選定を実施する。

この実施要領は、調理等業務委託に係る民間事業者の募集・選定に関して、必要な事項を定めたものである。

なお、この実施要領と併せて交付・公表する次の資料も本実施要領と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「実施要領等」と称する。

仕様書：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示したもの

添付資料：本業務に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示したもの

### 1 業務名

御殿場市立南学校給食センター調理等業務委託

### 2 目的

学校給食の質を維持し、より安全・安心でおいしい給食を子どもたちに提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性等を確保できる民間事業者を選定することを目的とする。

### 3 対象の施設

御殿場市立南学校給食センター

所在地	御殿場市竈534番地の1
供用開始日	平成22年9月1日
建物構造	鉄骨造2階建
敷地面積	7,388.08㎡
建物床面積	1階1,962.05㎡、2階457.26㎡ 延べ2,419.31㎡
調理方式	オール電化ドライシステム方式
調理最大能力	最大5,000食/日
調理食数	約4,200食/日
調理品目	1献立制（概ね3～4品/日調理）、他 日常的なアレルギー対応なし（※年3回特定原材料7品目を使用

	しない献立提供)
実施校数及び 実施日数	小学校5校、中学校3校 年間約193日 ※年間調理日数は各学校の教育計画により変動あり

#### 4 業務内容

具体的な内容は、「御殿場市立南学校給食センター調理等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

- (1) 食材等の検収と保管検温業務
- (2) 下処理業務、調理業務及び保存食管理業務
- (3) 検食及び完成検査
- (4) 配缶業務及びコンテナへの積込業務等
- (5) 食器、食缶、調理器具等の洗浄・消毒・保管及び日常点検
- (6) 残菜、厨芥等の集積
- (7) 施設、設備の維持、清掃及び日常点検業務（調理場）
- (8) ボイラー運転関係業務
- (9) その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 配送回収業務
- ・ 配膳業務
- ・ 施設設備等保守点検維持管理業務
- ・ 給食費徴収等業務
- ・ 廃棄物回収業務

#### 5 委託期間等

- ・ 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）
- ・ 契約日の翌日から令和5年3月31日までは、調理等業務を遅滞なく開始するための準備期間とし、この間の委託料の支払は無いものとする。

#### 6 受託事業者の選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式により選定・実施を行う。

#### 7 提案限度額

341,800,000円

（令和5年度から令和7年度の3カ年度分の合計金額とし、取引に係る消費税及び地方消費税を含まないこと。）

## 8 参加資格

### (1) 資格要件

参加事業者は、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- ①法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ②御殿場市の入札参加資格を有していること。
- ③1日4,000食以上の学校給食調理施設等での受注実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。
- ④アレルギー除去食の調理提供を含む学校給食センター調理業務委託を受注した経験があること。

### (2) 参加事業者の制限

次に該当する者は、参加事業者となることはできない。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ②御殿場市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱（平成4年御殿場市告示第78号）の規定による入札参加資格停止の期間中である者。
- ③御殿場市暴力団排除条例（平成24年御殿場市条例第24号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団等である者。
- ④破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りではない。
- ⑤最近1年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者。
- ⑥過去3年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けた者。
- ⑦過去5年以内に学校給食調理施設を含む大量調理施設における食中毒事故の調理業務に関与した者。

### (3) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出日を基準とする。ただし、参加表明書の提出後から審査結果の決定日までに参加者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

### (4) 参加に関する留意事項

- ①参加事業者は、提案書の提出をもって実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。
- ②参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- ③提案に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。
- ④参加事業者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作

成者に帰属する。ただし、市は当該事業選定に限り、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとする。

- ⑤提出された書類については、変更できないものとし、またその理由にかかわらず返却しない。
- ⑥市が提示する資料は、提案に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は、内容を提示することを禁止する。
- ⑦参加表明書提出日から受注事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する事案が発生した場合、参加は無効とする。
  - ア) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
  - イ) 参加事業者が複数の提案を行った場合
  - ウ) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
  - エ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - オ) 虚偽の内容が記載されている場合
  - カ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - キ) 著しく信義に反する行為があった場合

(5) 予算概要等

この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっても、市はその損害について一切負担しないものとする。

(6) その他

- ①市が提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ②本実施要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者に通知する。
- ③選考結果についての不服及び異議申し立ては認めない。
- ④本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、御殿場市公文書公開条例（平成7年御殿場市条例第37号）及びプロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準（令和3年 総務部長決裁）に基づき対応する。

9 実施スケジュール

事業実施のスケジュールは、以下のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

項目	期間
(1) 応募書類等の交付、公表	令和4年7月1日
(2) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付	令和4年7月1日～7月19日

(3) 参加資格確認結果通知書及び現地見学会の通知	令和4年7月25日
(4) 現地見学会（参加資格有の業者のみ対象）	令和4年7月28日
(5) 実施要領等に関する質問の受付	令和4年8月1日～8月3日
(6) 質問の回答	令和4年8月12日
(7) 提案書及び見積書の提出	令和4年9月9日～9月13日
一次審査	令和4年9月下旬
二次審査案内通知（一次審査上位5者のみ）	令和4年9月下旬
二次審査【第2回プロポーザル審査会】 （提案書のプレゼンテーション及びヒアリング審査）	令和4年10月上旬
(8) 審査結果通知	令和4年10月中旬
業務委託予定事業者の決定	令和4年10月中旬
委託事業開始準備	決定後～令和5年3月31日

(1) 応募書類等の交付、公表

実施要領等の交付を次のとおり行う。また、市ホームページにおいても、同日から本実施要領等を公表する。

- ① 交付期間 令和4年7月1日（金）～7月19日（火）  
（土・日・祝日を除く）午前8時～午後4時30分
- ② 交付場所 御殿場市教育委員会 学校給食課（南給食センター）
- ③ 交付・公表資料 ア) 本実施要領（募集要領）  
イ) 調理等業務委託仕様書  
ウ) 様式集  
エ) その他資料（実施要綱、南給食センター平面図 他）

(2) 御殿場市プロポーザル参加表明書及び参加資格審査申請書等の提出

参加予定事業者は、次により提出すること。

- ① 提出期間 令和4年7月1日（金）～7月19日（火）午前8時～午後4時30分
- ② 提出先 御殿場市教育委員会 学校給食課（南給食センター）
- ③ 提出書類

提出書類	様式	部数
御殿場市プロポーザル参加表明書	要綱：様式第1号	1
参加資格審査申請書	要領：様式第1号	1
会社の概要（沿革・組織がわかるパンフレット等を添付すること。）	要領：様式第2号	1
参加資格要件確認書	要領：様式第3号	1
学校給食調理施設等受注実績書	要領：様式第4号	1
暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	要領：様式第5号	1
市税等滞納のないことが分かる証明書（写し可。作成後	—	1

提出書類	様式	部数
3か月以内のもの。)		
県税等滞納のないことが分かる証明書（写し可。作成後3か月以内のもの。)	—	1
国税等納税証明書（写し可。作成後3か月以内のもの。)	—	1
貸借対照表及び損益計算書（直近3期分）	—	1
契約書の写し等調理業務実績を有していることを証する書類	—	1
生産物賠償責任保険証の写し	—	1

④提出方法 持参又は郵送、宅配とする。【ただし、7月19日（火）必着とする。】

(3)御殿場市プロポーザル参加資格確認結果通知書（要綱：様式第2号）等の交付

参加資格確認結果通知書は、令和4年7月25日（月）に参加事業者へ郵便及びEメールにて送付する。その際、参加資格が「有」の事業者には、御殿場市プロポーザル関係書類提出要請書（要綱：様式第3号）を交付し、以下の提案書及び必要書類の提出を要請するものとする。

(4)現地見学会

現地見学会を、次のとおり開催する。ただし、御殿場市プロポーザル参加資格確認結果通知書の参加資格が「有」の者に限る。なお、現地見学会の参加対象となる業者は、令和4年7月25日（月）に参加事業者宛に郵便及びEメールにて送付する。

①日 時 令和4年7月28日（木）

午後1時30分～3時（受付開始は午後1時から）

②場 所 南給食センター

③留意事項 ア) 参加希望者は令和4年7月26日（火）午後4時30分までに、現地見学会参加申込書（様式第6号）を、Eメール（※）により申し込むこと。なお、Eメール送付後は事務局へ電話し、到着確認を行うこと。

※件名は「現地見学会 参加申込書【事業者名】」とすること。

※Eメールアドレス：[kyushoku@city.gotemba.lg.jp](mailto:kyushoku@city.gotemba.lg.jp)

イ) 参加人数は、1事業者につき2名までとする。

ウ) 実施要領等、資料の配布はしないので、各自持参すること。

エ) 調理室内に入場する方は、清潔な白衣、帽子、上履き（2足、汚染用・非汚染用）を持参すること。

オ) 見学当日に発熱（37.5℃以上）又は嘔吐・下痢等の体調不良の方は調理室等への入場を認めない。また、同居する家族にも同様の症状がみられる場合は入場することができない。

カ) 見学の際は、設備機器などには手を触れないこと。

キ) 見学に当たっては、市職員の指示に従うこと。

ク) 現地見学会では、実施要領等に関する質問は一切受け付けない。

ケ) 御殿場市プロポーザル参加資格確認結果通知書（7/25 発送予定）の送

付に合わせ、現地見学会案内通知を送付する。

※夏休み中の（調理期間中でない）ため、腸内細菌検査の検査結果を提出する必要はないものとする。

#### (5) 実施要領等に関する質問の受付

本実施要領等の内容に関する質問は、参加を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付ける。

- ①提出期間 令和4年8月1日（月）～8月3日（水）午後4時30分まで
- ②受付方法 質問書（様式第7号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメール（※）により提出すること。なお、Eメール送付後は事務局へ電話し、到着確認を行うこと。  
※件名は「業務委託質問書【事業者名】」とすること。  
※Eメールアドレス：[kyushoku@city.gotemba.lg.jp](mailto:kyushoku@city.gotemba.lg.jp)

#### (6) 質問の回答

質問に係る回答は、令和4年8月12日（金）午後4時30分までに参加事業者へFAX又はEメールにより回答する。なお、電話及び口頭等の個別対応、回答への再質問は受け付けない。また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがある。

当該質疑に対する回答は、実施要領や業務仕様書等の追加又は修正とみなす。

#### (7) 提案書及び見積書の提出

参加事業者は、次により提出すること。

- ①提出期間 令和4年9月9日（金）～9月13日（火）午後4時30分まで
- ②提出先 御殿場市教育委員会 学校給食課（南給食センター）
- ③提出書類 ア) 提案書（要綱：様式第4号）に企画提案書（要領：様式第8号～様式第14号）を添えて提出すること。正1部・副8部
  - a) 原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じ、フォントサイズ11pt（図表は除く）、片面印刷で作成し、ページ番号を付けるとともに、フラットファイルに編冊すること。ただし、会社の沿革及び組織については、PRパンフレットでも可とする。
  - b) 各様式枚数制限の範囲内にて評価項目について記載すること。イ) 見積書（要領：様式第15号） 正1部
  - a) 見積額は341,800,000円（3年間分税抜総額）以内とすること。
  - b) 見積額が「前項a）」を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合がある。
  - c) 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を分けて記載すること。

d) 見積書（様式第15号）を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書（様式任意）を添付すること。

e) 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

④提出方法 持参又は郵送、宅配とする。ただし、9月13日（火）必着とする。

⑤留意事項 ア) 提案書提出の際は、要綱に定める提案書（様式第4号）に所在地及び提案者名等を記載したもの（正本）を1部、所在地及び提案者名等を一切記載していないもの（副本）を8部提出すること。

イ) 見積書は、正本1部を提出すること。

ウ) 提出書類は、「③ア）」と「③イ）」に分けて提出すること。

#### (8) 審査結果通知

審査の結果については、採用・不採用に関わらず、文書にて通知する。発送予定は令和4年10月中旬を予定。

#### (9) 参加辞退届

参加資格審査申請書を提出しない場合、及び参加資格審査申請書の提出後に辞退をする場合は、参加辞退届（様式第16号）を提出すること。

### 10 資格審査及び提案の選考

御殿場市プロポーザル審査委員会設置条例に基づき設置した南学校給食センター調理業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、下記の審査方法や「委託事業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。

#### (1) 審査方法

##### ①一次審査（書類審査）

ア) 日 時 令和4年9月下旬を予定

審査委員会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認するとともに、これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とする。

- ・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- ・提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。
- ・当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

審査委員会は、提出された審査書類等に記載された内容について、御殿場市立南学校給食センター調理等業務委託事業者選定審査基準（以下「審査基準」という。）

【別表】により採点を行い、評価点により順位付けし、一次審査（書類審査）として、上位5者以内を特定する。ただし、同じ得点の提案者が5者を超過している場合は

この限りではない。また、上位5者以内に選出されなかった事業者については、速やかに不採用通知を送付するとともに、当該一次審査の順位を最終順位として確定し、要綱に規定する御殿場市プロポーザル結果通知書（様式第7号）（以下「結果通知書」という。）により、最終選定結果を令和4年10月中旬に郵便及びEメールにて送付する。

なお、上位5者以内に選出された事業者に対しては、二次審査に係る参加案内通知を令和4年9月下旬に郵便及びEメールにて通知する。

## ②二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア) 審査委員会は、一次審査において選定された上位事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

- ・日 時 令和4年10月上旬予定
- ・場 所 南給食センター内 会議室
- ・時 間 プレゼンテーション20分とヒアリング10分程度とする。
- ・出席者 3名までとする。
- ・準備物 パソコン等使用する場合は、各自準備すること。  
（プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。）  
準備・撤収は、審査前後の10分間の休憩時間に行うこと。
- ・留意事項 プレゼンテーションでは、企業名を特定できるような表現及び表示はしないこと。  
プレゼンテーションは、自己紹介（役職名及び氏名）の後、速やかに説明を開始すること。

イ) 二次審査を行う順番は、一次審査における書類の受付順とする。

ウ) 審査委員（出席委員）は、参加事業者ごとに評価項目により評価点を付す。

## (2) 委託事業者選定審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、合計160点で評価するものとする。

ア) 企業・技術評価（配点130点）

様式	評価項目	配点
第8号	業務実績に関する提案	15
第9号	学校給食に対する基本的な考え方に関する提案	15
第10号	業務実施体制・支援体制に関する提案	30
第11号	衛生管理体制に関する提案	25
第12号	危機管理体制に関する提案	25
第13号	従業員の教育研修計画・指導に関する提案	10
第14号	その他提案事項に関する提案	10

イ) コスト評価（配点10点）

様式	評価項目	配点
----	------	----

第 15 号	見積書	10
--------	-----	----

ウ) 二次審査評価 (配点 20 点) 【一次審査得点上位 5 者のみ】

様式	評価項目	配点
—	各評価項目に対するプレゼンテーション及びヒアリング評価として、一次審査の合計得点に加点する。	20

(3) 審査委員、関係職員との接触の禁止

参加を予定する事業者は、審査委員、関係職員と本件提案についての接触（当然に、質問等正当な行為を除く。）を禁じる。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。

(4) 審査結果の通知及び公表

一次審査及び二次審査における最終選定結果は、参加者に対し、結果通知書により令和 4 年 10 月中旬に郵便及び E メールにて交付する。

(5) 優先交渉権者の決定

市は、審査委員会の審査結果を踏まえて、合計評価点が最も高い参加事業者を、優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い参加事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した参加事業者と契約を締結する。なお、二次審査の参加事業者が 1 社の場合でも、審査委員会の評価点数の平均が 120 点以上の場合、優先交渉権者とする。

(6) 再選定

審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再選定を行う場合がある。

1.1 その他

(1) 遵守法令等

- ① 学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他関連法規等
- ② 学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

- ① 委託料は、令和 5 年 4 月分を初回として、月ごとに支払うものとする。（年 12 回）
- ② 当該委託業務を受注した事業者（以下「受注者」という。）は、業務委託完了報告書を提出し、市による業務履行確認を経たうえで、当該月分の委託料を市に請求することができる。なお、市が事業者を支払う委託料の月額、契約時に市と受注者による協議のうえ決定するものとする。
- ③ 市は、所定の当該支払請求書を受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(3) リスク分担方針

業務契約締結後の市と受注者の主なリスク分担方針は、以下のとおりとする。これら

は、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その方針を示したものである。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受注者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	受注者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	大規模な災害や暴動等による履行不能	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変更	事業内容の変更	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設損傷	受注者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
需要変動	実施条件を超える需要変動	○	
	上記以外		○
調理事故・異物混入等	受注者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能	要求仕様不適合		○

#### (4) 事業実施

受注者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合は、速やかに市に報告するものとし、その場合の措置は次のとおりとする。

##### ①受注者の債務不履行の場合

受注者の責めに帰すべき事由により、債務不履行又はその懸念が生じた場合には、市は受注者に対して修正勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができるものとする。また、受注者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

##### ②市の債務不履行の場合

ア) 市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった時は、受注者は契約を解除できるものとする。

イ) 前号において、受注者が契約を解除した場合、受注者は市に対し、これにより生じた損害賠償を請求することができる。

##### ③当事者の責めに帰すことのできない事由により継続が困難となった場合

不可抗力又は受注者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、市及び受注者双方により業務継続の可否について協議を行う。なお、一定期間内に協議が整わないときは、相手方に対する事前の通知により、市又は受注者は契約を解除できるものとする。

(5) 従事者の雇用

現在、本市の学校給食施設に勤務している会計年度任用職員が勤務を希望する場合には、優先的に採用するよう努めること。

1 2 事務局

この選定に関する事務局は、次のとおりとする。

御殿場市教育委員会 学校給食課（南給食センター） 担当：中元、遠藤

住所：〒412-0039 静岡県御殿場市竈534番地の1

電話： 0550-78-6689 FAX：0550-82-8620

Eメールアドレス：[kyushoku@city.gotemba.lg.jp](mailto:kyushoku@city.gotemba.lg.jp)